

「令和8年度北九州市犯罪被害者に寄り添うまちづくり市民大会(仮称)」 企画運営業務委託仕様書(案)

1. 業務名

令和8年度北九州市犯罪被害者に寄り添うまちづくり市民大会(仮称)企画運営業務委託

2. 業務の目的

犯罪被害者等基本法及び北九州市犯罪被害者等支援条例の理念に基づき、市民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図ることを目的として、市民大会を開催する。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

4. 委託上限額

2,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5. 開催概要

- (1)開催時期 令和8年12月21日(月) 14:00~17:00(予定)
- (2)開催場所 北九州市国際会議場(北九州市小倉北区浅野3丁目9-30)
- (3)参加対象 市民、関係機関・団体、自治会関係者、学校関係者、事業者その他本事業に関心を有する者
- (4)開催規模 会場定員 500人

6. 基本方針

受託者は、本事業の目的を踏まえ、参加者に対して犯罪被害者等への理解促進及び支援意識の醸成が図られるよう、大会全体の企画及び運営を行うこと。また、集客力及び啓発効果の向上に資する効果的な提案を行うこと。

7. 業務内容

- (1)大会企画 大会全体の構成及び運営方法を企画すること。なお、以下の内容は必須とする。

ア 基調講演

公益社団法人福岡県犯罪被害者支援センター理事長 浦 尚子 氏による講演

イ 犯罪被害者・遺族による講演

犯罪被害者遺族 福島 敏廣 氏による体験講演

ウ 福岡県警察音楽隊による演奏

エ その他企画

上記のほか、事業目的の達成に資する企画を提案すること。

(2)集客及び広報

参加者の確保及び大会の周知を図るため、効果的な広報を実施すること。提案に当たっては、次の事項を含むこと。

- ・ターゲット層の設定
- ・広報計画
- ・集客目標
- ・SNS 等の活用
- ・関係機関・団体との連携

(3)広報素材制作

次に掲げる広報素材を作成すること。

- ・チラシ
- ・ポスター
- ・プログラム
- ・SNS 配信用画像データ
- ・その他必要な広報素材

作成部数等は市と協議のうえ決定する。

(4)運営業務

次に掲げる業務を実施すること。

- ・司会進行
- ・会場運営
- ・受付業務
- ・来場者誘導
- ・会場設営及び撤去
- ・案内表示等の作成
- ・音響及び映像機器運営
- ・出演者対応
- ・関係者対応
- ・記録写真撮影

(5)出演者等との調整

出演者及び関係機関との連絡調整を行うこと。

(6)合理的配慮

参加者が安心して参加できるよう必要な配慮を行うこと。少なくとも次に掲げる対応を行うこと。

- ・手話通訳
- ・要約筆記
- ・バリアフリーへの配慮

(7)安全管理

事故等の防止及び緊急時対応のための体制を構築すること。

(8)アンケート及び効果検証

参加者アンケートを実施し、事業効果を分析すること。

8. 成果品

受託者は次の成果品を提出すること。

(1)実施報告書

- ・実施概要
- ・参加人数
- ・実施結果
- ・アンケート集計結果
- ・効果分析
- ・課題及び改善提案

(2)電子データ

- ・チラシ
- ・ポスター
- ・プログラム
- ・記録写真
- ・その他成果物

9. 委託料の支払い

(1)業務が全て完了した後、速やかに業務完了報告書等を提出すること。

(2)受注者は、発注者が業務の履行を全て完了したことの確認を受けた後に、発注者の指定する方法により、委託料を請求するものとする。

(3)発注者は、受注者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

10. その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
- (3) 受注者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。
- (5) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、受注者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、発注者の指示等に従いながら進めること。また、受注者は発注者の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。
- (6) 受注者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で発注者に提出し、承認を得ること。なお、受注者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が発注者の委託に係るものであること、受注者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。
- (7) 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、双方協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- (8) 契約金額には、本業務の履行に必要な全ての経費を含むものとする。
- (9) 本業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は発注者に帰属するものとし、本業務以外の業務に使用する場合がある。
- (10) 本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。